

○（一社）日本レコード協会 使用料規程

■■■■指定する区分

第1節 総則

第2節 放送用複製等

- 1. 日本放送協会
- 2. 地上波放送を行う放送事業者
- 3. 衛星放送を行う放送事業者
- 4. 放送大学学園
- 5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者

第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化

第4節 レコード実演を録音した放送番組の送信可能化

第5節 その他